

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から44年3月まで

申立期間当時、私は母親の家業を手伝っており、私の国民年金保険料は母親が区役所へ納付に行っていた。申立期間について、母親が自身の保険料を納付しておきながら、私の保険料を納めないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親についても、昭和38年10月以降、60歳に到達する時期まで未納は無いことから、申立人及びその母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持している国民年金手帳の発行日及び申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から判断して、申立人の国民年金の加入手続は昭和44年9月に行われたものと考えられるところ、オンライン記録、申立人に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び当該年金手帳のいずれも、申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日は43年7月1日となっていることから、申立人は、加入手続の際に同年7月1日まで遡^{そきゅう}及して被保険者資格を取得したものとみられ、その時点において、申立期間のうち同年7月から44年3月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人の母親は、その国民年金手帳記号番号の払出日等から、自身の昭和38年10月から39年3月までの期間について過年度納付しているものと推認できることから、申立人の母親は過年度納付について了知していたものと考えられる上、申立期間以降の保険料の納付状況などを勘案すると、申立期間のうち43年7月から44年3月までの期間については、申立人の母

親が過年度納付を行ったと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間のうち昭和 43 年 6 月については、上記のとおり、同年 7 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得していることから、国民年金の未加入期間となっている上、申立人が所持している国民年金手帳の同年 4 月から同年 6 月までの検認記録欄には、「A 社」と記載された上で「不要」の印が押されていることを踏まえると、当時、申立人及びその母親共に、同年 6 月を国民年金の加入期間として認識していなかったものと考えられ、上記の遡及^{そきゅう}納付を行った際に、未加入期間である同年 6 月についてまで、あえて保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人の母親が、申立期間のうち昭和 43 年 6 月の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日及び喪失日は、昭和20年4月5日及び同年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月5日から同年8月20日まで

昭和20年3月に学校を卒業後、採用試験を受けてA社へ養成工として入社した。同年夏ごろ、病気のため実家で静養している間に終戦となり同社へ戻ったが、責任者から、「軍需は必要ないのでもう来なくてよい。」と言われ、そのまま退職した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年4月5日にA社に入社し、同年8月20日に退職するまで、厚生年金保険の被保険者であったとしているが、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

しかしながら、申立人が学校を卒業後、採用試験を受け、A社に入社した状況及び同事業所での勤務実態等に係る説明は具体的で、当時の文献資料と一致し信憑性^{びよう}がある上、申立人が記憶している同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことを認めることができる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険被保険者資格取得に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険被保険者資格取得及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険事務所（当時）は、A社の被保険者名簿については、戦災等により焼失し、一部不明となっている可能性があるとしており、申立

てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿の記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間に継続して勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年4月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が昭和20年9月1日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

三重厚生年金 事案 1096

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成9年7月を30万円、同年9月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から同年10月1日まで

申立期間について、ねんきん定期便に記録されている厚生年金保険料納付額と実際に給与支払明細書で天引きされている厚生年金保険料額が相違していることが確認できるため、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主より提出のあった賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主より提出のあった賃金台帳において控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)に記録されている標準報酬月額と相違していることが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成9年7月を30万円、同年9月を28万円に訂正することが必要である。

一方、平成9年8月については、申立人の報酬月額が社会保険事務所に記録されている標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により標準報酬月額変更届の提出を怠った可能性があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1097

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から同年9月1日まで

申立期間は、A社C支部に勤務していた。同支部はB支社の管轄であり、人事記録等の資料を管理している同支社に照会したところ、当該期間は同社の厚生年金保険の被保険者であったとして、同支社から証明書を発行してもらっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社が「申立人は、当社に昭和46年11月1日に入社し、47年8月31日に退職している。」と回答していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人から提出されたA社B支社発行の厚生年金保険資格証明書によると、昭和46年11月1日資格取得、47年8月31日資格喪失と記載されており、同社に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用に係る取扱い等について照会したところ、「当社に在籍していれば厚生年金保険に加入しているはずである。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B支社の回答では、申立人の退職日は昭和47年8月31日としていることから、申立人の同社における資格喪失日は同年9月1日とするこ

とが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社に係る昭和47年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年1月1日、資格喪失日に係る記録を14年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を26万円、申立期間②の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、平成7年2月から同年8月までは26万円、同年9月から8年8月までは32万円、同年9月から9年2月までは41万円、同年3月は38万円、同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、10年1月は32万円、同年2月から同年5月までは41万円、同年6月は36万円、同年7月から同年11月までは34万円、同年12月は32万円、11年1月から同年4月までは34万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月から同年12月までは36万円、12年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月から13年2月までは36万円、同年3月から同年5月までは32万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月から同年11月までは30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成7年2月から13年11月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月1日から同年2月10日まで
② 平成13年12月31日から14年1月1日まで

③ 平成7年2月10日から13年12月31日まで

平成7年1月1日から13年12月31日まで継続してA社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険の資格取得日が7年2月10日、資格喪失日が13年12月31日となっている。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③については、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が実際にもらっていた給与額より低額となっていることに納得できないので、支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人から提出された平成7年1月分から13年12月分までの給与支払明細書から、申立人が、当該期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は26万円、申立期間②は30万円とすることが妥当である。

申立期間①において申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、事業主が資格喪失日を平成14年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを13年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人から提出された平成7年2月分から13年11月分までの給与支払明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③の標準報酬月額については、給与支払明細書における報酬月額及び保険料控除額から、平成7年2月から同年8月までは26万円、同年9月から8年8月までは32万円、同年9月から9年2月までは41万円、同年3月は38万円、同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、10年1月は32万円、同年2月から同年5月までは41万円、同年6月は36万円、同年7月から同年11月までは34万円、同年12月は32万円、11年1月から同年4月までは34万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月から同年12月までは36万円、12年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月から13年2月までは36万円、同年3月から同年5月までは32万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月から同年11月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っておらず不明としているが、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1099

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を32万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(32万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を25万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(25万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を28万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(28万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を32万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(32万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を32万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(32万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 874

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 61 年 3 月まで
時期や金額は正確には覚えていないが、申立期間に係る国民年金保険料を納付するよう、2 回くらい請求書が送られてきた。大きな金額であったため、父親に用意してもらい、支所で支払ったことを覚えている。昭和 61 年 4 月以降は金融機関で納付するようになり、その期間の納付記録は残っているのに、支所で支払った保険料について納付の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権により払い出されており、当該記号番号の前後の被保険者の納付状況等から判断して、昭和 61 年 3 月又は同年 4 月に払い出されたとみられるが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、申立人は、その父親に必要な保険料額を用意してもらったとしているが、申立人及びその父親共に納付金額について記憶していない上、納付時期についても、明確に記憶しておらず、申立人及びその父親の供述内容には一致しない点もみられるなど、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
昭和 51 年 12 月に友人から勧められ国民年金に加入した。いつまで納付を続けていたか明確には分からないが、3 年から 4 年くらいは納付していたのではないかと思う。年金手帳でも、54 年 3 月までが加入期間となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等についての申立人の記憶は曖昧である上、申立期間は任意加入期間であり、オンライン記録によると、申立人は昭和 54 年 4 月に資格喪失し、その後は 61 年 3 月まで国民年金に未加入であることが確認できるが、未納であった後に資格喪失を行っている記録に不自然さは見受けられず、申立人に聴取しても、任意加入の資格喪失を行った時期を明確に記憶していないほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、所持している年金手帳において、国民年金の被保険者でなくなった日として昭和 54 年 4 月 28 日と記載されていることから、この時期まで国民年金保険料を納付していたのではないかと主張しているが、当該日付は、保険料の納付の有無にかかわらず、被保険者資格を喪失した日が記載されたものであることから、申立人が同日まで保険料を納付したことを示すものではない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 1 日から 62 年 4 月 21 日まで

申立期間はA社に勤務し、デザインを担当していた。当該期間の給与明細書では、厚生年金保険料は控除されていないことになっているが、勤務していたことに間違いは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったか否か確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該給与明細書からは、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる上、申立人自身も給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと供述している。

また、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社に照会したところ、「2度の事業所移転により関連書類を廃棄しているため、当時の状況については不明である。」との回答があった。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和 62 年 4 月 21 日資格取得、平成元年 3 月 3 日離職となっており、申立期間における加入記録は無い上、B厚生年金基金の保管する基金加入員番号払出簿の記録によると、昭和 62 年 4 月 21 日資格取得となっており、申立期間における厚生年金基金加入記録は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、厚生年金保険資格取得届は昭和 62 年 5 月 27 日に処理されており、その後、記録が訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1105 (事案 628 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月4日から同年3月12日まで
② 昭和47年12月30日から48年1月5日まで

前回、A丸に乗船していた申立期間①とB丸に乗船していた申立期間②について、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。今回、新たな事情は無いが、給与から船員保険料が控除されていたので、再調査し、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、前回、申立人から提出された船員手帳により、申立人がA丸に乗船していたことが確認できるものの、同船は昭和39年8月31日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の船舶所有者も他界しているため、申立人の当該期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかったこと、同船において当該期間に船員保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述するものの、当時の同船における船員保険の適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかったこと、同船の船員保険被保険者名簿によると、被保険者証番号*番(昭和37年11月1日資格取得)と*番(昭和38年3月12日資格取得)は連番で記載されていることから、申立人の記録が欠落したとは考え難いこと等を理由として、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人から提出された船員手帳により、申立人がB丸に乗船していたことが確認できるものの、当該期間当時、船舶所有者であったC社の後継会社であるD社から提出された船員保険被保険者台帳には、昭和47年3月5日資格取得、同年12月30日資格喪失、48年1月5日資格取得、50年12月29日資格喪失と記載されてお

り、これはオンライン記録と一致していること、同船の船員保険被保険者名簿によると、昭和47年3月5日から同年12月30日までの期間は、船員保険に加入していることが確認でき、その証返欄には「48.1.20」と記載されていることから、資格喪失日の直後に船員保険被保険者証が返納されたと考えられること、当該船員保険被保険者名簿によると、被保険者証番号*番（昭和47年12月20日資格取得）と*番（昭和48年1月5日資格取得）は連番で記載されていることから、申立人の記録が欠落したとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、申立人から提出された船員手帳の写しに記載されている失業保険金支給関係の被保険者期間は、昭和38年3月12日から39年1月18日までとなっており、これはオンライン記録と一致している。

また、A丸において船員保険被保険者であった同僚について、前回聴取した同僚以外は既に他界又は連絡先が不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び船員保険の加入状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、B丸の船員保険被保険者名簿において昭和48年1月5日に資格取得している複数の同僚に照会したところ、勤務実態については確認できるものの、船員保険の加入状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、申立期間②当時、B丸において船員保険被保険者であった9人（上記同僚を含む。）の船員保険被保険者記録を調査したところ、全員について申立人同様に被保険者期間の欠落がみられ、同船の船舶所有者であるC社の事業主は、多くの船員について一時期、船員保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

したがって、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「申立期間は、給与から船員保険料が控除されていたので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。」との主張をしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年1月まで
平成元年4月からA社に正社員の運転手として勤務し、大型車で家電製品の輸送を行っていた。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、A社に照会したところ、「当時の担当者も既に他界しており、関係資料も不明のため、厚生年金保険の加入について、申立人の申立てどおりの届出を行ったか、また、申立期間の厚生年金保険料を納付したかどうかも分からない。」との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録において、A社の整理番号*番（平成元年3月6日資格取得）から*番（平成3年3月5日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月 1 日から 56 年 9 月 30 日まで A 社(現在は、B 社)に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険及び船員保険の加入記録には 1 か月の空白期間がある。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された人事記録及び申立人から提出された船員手帳から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給料計算書において、昭和 35 年 3 月分の厚生年金保険料、健康保険料、失業保険料及び船員保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月ごろから 38 年 12 月ごろまで

私は、A社に入社した時、同社から全員厚生年金保険に加入することと言われた。入社前は国民健康保険に加入していたが、入社後は社会保険に加入した。歯医者にかかり、無料で治療を受けた記憶がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時のA社B作業所における工事内容に関する申立人の供述と、同社の同僚の回答が一致することから、申立人が勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は当時の同僚の氏名等を覚えていないため、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について供述等を得ることはできなかったものの、同僚の一人から、「私は、昭和37、38年ごろ、C事務所で工事の進行管理の仕事をしていた。当時、A社の正社員は健康保険と厚生年金保険の両方に加入していたが、正社員以外は厚生年金保険に加入しておらず、日雇健康保険のみに加入していた。」との供述があった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「当社が保管しているB作業所の名簿に申立人の氏名は載っていない。」と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人はA社に直接雇用されたわけではないため、下請会社で厚生年金保険が適用されていた可能性もあると主張しているが、同社は、「当

時どのような下請会社があったか、管轄のD支店でも不明である。」と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、申立期間について申立人の氏名及び原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 25 日から 57 年 1 月 1 日まで
昭和 55 年 3 月 25 日に退職した時、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険第4種被保険者の加入手続を行い、厚生年金保険料を一括して納付した記憶がある。その後、新たに会社に入社し、厚生年金保険料を納付しているため、申立期間に重複して納付した厚生年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、厚生年金保険の加入期間を満たすため、第4種被保険者の加入手続を行い、16 か月分の申立期間の保険料を一括して納付したとしている。

しかし、申立期間当時、16 か月分の保険料を一括して納付できる制度は無く、保険料をまとめて納付できる制度として前納制度はあったが、これは年度（4月から翌年3月）、若しくは半年（4月から9月、10月から翌年3月）の期間に係る保険料を前納できる制度であり、申立人の主張と相違する。

また、厚生年金保険法（昭和60年改正前）第15条第4項によると、初めて納付すべき保険料を滞納し、指定の期限までに、その保険料を納付しない時は、被保険者とならなかったものとみなすと規定されているところ、申立人に係る厚生年金保険第4種被保険者原票には、「法第15条第4項」と記載されている上、厚生年金保険第4種被保険者資格を昭和55年9月25日に取得し、同日に資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付したことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 10 月まで

私は学校の先生の紹介で、昭和 54 年 10 月にA社に入社し、55 年 10 月まで働いた。当該期間が厚生年金加入記録に無いのは納得がいかないのので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の一部を含む昭和 54 年 5 月 28 日から 55 年 3 月 31 日にA社に勤務していたことは、当時の事業主から提出された社員一覧表の写しから認められる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人が昭和 54 年 7 月 20 日から 55 年 3 月 31 日にA社に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 61 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、同社は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主は「会社が厚生年金保険の適用事業所になる前は、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

さらに、申立期間より前の昭和 51 年ごろから平成 16 年まで働いていたとする同僚は、「A社は、設立当初は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 61 年 6 月に適用事業所になり、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」との供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1111 (事案 790 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年7月1日まで
前回、A社での資格取得日について記録の訂正はできない旨の通知を受けたが、今回、勤労係職務分担の概要を入手したので、申立期間について再調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は健康保険組合及び企業年金基金の加入記録等から、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できるものの、同事業所で勤務していた複数の同僚は、いずれも本人が記憶している入社時期の1か月後から9か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していること、申立期間における被保険者資格の取得状況を調査すると、昭和22年7月1日に119人(申立人含む。)が一斉に資格取得していること、また、同事業所が保管する厚生年金保険被保険者台帳の申立人の資格取得日は社会保険事務所(当時)の記録と一致している等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年1月15日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに勤労係職務分担の概要を入手したので再確認してほしいと主張しているため、当該資料に記載されている複数の同僚に照会したところ、当該同僚は、申立期間後に入社しているため、申立期間当時の事務処理はわからないと供述しており、A社における当時の厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述を得ることはできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和22年3月23日にA社（現在は、B社）に入社したが、厚生年金保険料については、同年5月分から控除されていたと当時の社会保険事務担当者から話を聞いた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C企業年金基金におけるみなし加算開始日が昭和22年3月23日と確認できることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人から申立人の氏名を出しての調査について同意を得られなかったため、申立期間当時、A社で勤務していた同僚に聴取ができず、申立人の厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における被保険者資格の取得状況を調査したところ、昭和22年4月に2人、同年7月に119人、同年8月に49人（申立人を含む。）が資格取得していることから、同事業所においては、当時、一定期間内に採用した者をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、B社が保管している厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の資格取得日は昭和22年8月1日と記載されており、これは、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 21 日から 38 年 3 月まで

私は、A社で正社員として製品の検査をしていた。年金の記録のように7か月しか勤めていなかったということではなく、3年ほどは勤めていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「子供が生まれる1年ほど前に結婚したが、その時には既に退職していた。」と供述しており、申立人の戸籍謄本から、昭和37年*月*日に第一子出生の記録が確認できる。

また、申立人は「結婚後は主人の実家が自営業であったので店を手伝うために会社は辞めた。」と供述しており、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が氏名を挙げた同僚を含む）は、「申立期間当時は、結婚すれば退職した。また、産休なども無かった。」と供述している。

さらに、A社の後継企業であるB社に照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人のA社での健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載に不審な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年7月1日まで
私は、昭和22年1月21日にA社（現在は、B社）に入社したが、当時の社会保険事務担当者に同年3月分の給料から保険料が控除されていることを確認した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C健康保険組合の資格取得日及びD企業年金基金におけるみなし加算開始日が昭和22年1月21日と確認できることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人と同日（昭和22年7月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚に聴取したところ、入社日は2月、3月、4月など一定ではなく、同僚の一人は、「一緒に入社した者が会議室に集まり、会社から厚生年金保険の説明を受け、同年7月に一斉に加入した。」と供述している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における被保険者資格の取得状況を調査したところ、昭和22年4月に資格取得した2人以外は同年7月に119人（申立人を含む。）が一斉に資格取得していることから、同事業所においては、当時、一定期間内に採用した者をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、B社が保管している厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の資格取得日は昭和22年7月1日と記載されており、これは、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。